

法務省民商第566号
平成19年3月12日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号。以下「改正法」という。）中の水先法（昭和24年法律第121号）の改正部分、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年政令第318号）及び水先法施行規則の一部を改正する省令（平成19年国土交通省令第6号）が本年4月1日から施行されますが、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知中「法」とあるのは水先法を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「組登令」とあるのは組合等登記令（昭和39年政令第29号）を、「規則」とあるのは水先法施行規則（昭和24年運輸省令・経済安定本部令第1号）をいい、引用する条文は、特に「旧」の文字を冠する場合を除き、いずれも改正後のものです。

記

第1 水先人会

1 水先人会の法人化

改正前において法人格なき社団として存在していた水先人会（旧法第22条の3第1項。以下「旧水先人会」という。）につき、これを法人とするとされた（法第48条第3項）。

水先人は、改正前と同様に、水先区ごとに、1個の水先人会を設立しなければならない（法第48条第1項）。

2 水先人会の会則

水先人会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について国土交通大臣の認可を受けなければならないが、会則の変更（事務所の所在地に係る変更を除く。）をしようとするときも、同様とされた（法第49条第1項、第3項、規則第23条の3第

3項)。

3 水先人会は、政令で定めるところにより登記をしなければならず、登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができないとされた（法第50条）。

4 水先人会の役員

水先人会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置くとされた（法第51条第1項）。

会長は、水先人会を代表し、その会務を総理し、副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行うとされた（法第51条第2項、第3項）。

5 経過措置

改正法中の水先法の改正部分の施行日（本年4月1日。以下「一部施行日」という。）に、旧水先人会は、法による法人たる水先人会（以下「新水先人会」という。）となり、旧水先人会の役員は、退任するとされた（改正法附則第10条第1項）。

また、旧水先人会は、一部施行日前に、あらかじめ、その会則を法の規定に適合するように変更するため必要な措置をとり、かつ、新水先人会の役員となるべき者を選任しておかなければならないとされた（改正法附則第10条第2項）。

第2 日本水先人会連合会

1 日本水先人会連合会の創設

全国の水先人会は、日本水先人会連合会を設立しなければならないとされた（法第55条第1項）。

日本水先人会連合会は、法人とするとされた（法第55条第3項）。

2 日本水先人会連合会の会則

水先人会は、日本水先人会連合会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について国土交通大臣の認可を受けなければならず、会則の変更（事務所の所在地に係る変更を除く。）をしようとするときも、同様とされた（法第56条第1項、第58条、第49条第3項、規則第23条の3第3項）。

3 日本水先人会連合会は、政令で定めるところにより登記をしなければならず、登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができないとされた（法第58条、第50条）。

4 日本水先人会連合会の役員

日本水先人会連合会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置くとされた（法第58条、第51条第1項）。

会長は、日本水先人会連合会を代表し、その会務を総理し、副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行うとされた（法第58条、第51条第2項、第3項）。

5 経過措置

全国の新水先人会は、一部施行日後3月以内に、日本水先人会連合会を設立しなければならないとされた（改正法附則第11条）。

第3 水先人会及び日本水先人会連合会の設立の登記

1 登記期間等

(1) 旧水先人会は、法人格なき社団として改正前から存在しているところ、一部施行日に法人格が付与されて、新水先人会となることから、新水先人会の設立の登記をすることを要する。

新水先人会の設立の登記の申請は、これを代表すべき者（旧水先人会においてあらかじめ選任された新水先人会の会長（法第51条））によって、一部施行日から2週間以内にしなければならないとされた（組登令第3条第1項）。

(2) 日本水先人会連合会の設立の登記の申請は、これを代表すべき者（会長（法第58条、第51条））によって、設立に必要な手続が終了した日から2週間以内（一部施行日後3月以内であることを要する。）にしなければならないとされた（改正法附則第11条、組登令第3条第1項）。

2 登記すべき事項

水先人会及び日本水先人会連合会（以下「水先人会等」という。）の設立の登記において登記すべき事項は、組登令第2条第2号から第5号までに掲げる事項であり、目的及び業務については、登記をすることを要しないとされた（組登令別表一、第2条、第26条第1項第6号）。

3 添付書面

水先人会等の設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（組登令第16条第1項、第25条、商登法第19条）。

(1) 会則

(2) 代表権を有する者の資格を証する書面

会則に規定する方法により会長を選任したことを明らかにする書面（選任機関の議事録等）及び就任承諾書がこれに該当する。

(3) 国土交通大臣の認可書

4 印鑑の提出

水先人会等の会長は、あらかじめその印鑑を登記所に提出しなければならないとされた（組登令第25条、商登法第20条）。